



第3次横手市総合計画

# IV 参考資料

## 第1章 策定体制

第1節 審議会条例と審議会委員

第2節 策定委員会委員

第3節 策定体系図

## 第2章 策定経過

第1節 ワークショップ

第2節 絵画作品と川柳作品、写真作品

第3節 策定経過

## 第3章 諮問文書と答申文書

# 第1章 策定体制

## 第1節 審議会条例と審議会委員

### ○横手市総合計画審議会条例

平成17年10月 1日条例第14号  
改正 平成20年 6月30日条例第29号  
平成26年12月10日条例第37号  
平成30年12月12日条例第38号

(設置)

第1条 総合計画の策定等に当たり、市長の諮問機関として、横手市総合計画審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 審議会では、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 横手市総合計画基本構想に関すること。
- (2) 横手市総合計画基本計画に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、総合計画策定について、市長が必要と認める事項

(委員)

第3条 審議会の委員は、20人以内で組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 住民の代表
- (3) 市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、欠員を生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長等)

第5条 審議会に会長を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会の議長となる。
- 3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集する。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、総務企画部経営企画課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この条例は、平成17年10月1日から施行する。

附 則（平成20年6月30日条例第29号）

この条例は、公布の日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

附 則（平成26年12月10日条例第37号）抄

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成30年12月12日条例第38号）抄

(施行期日)

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

横手市総合計画審議会委員名簿

※敬称略、順不同

区分		氏名	
1号 学識経験者	1	佐々木 均	会長
	2	佐藤 信行	副会長
2号 住民の代表 3号 市長が必要と 認める者	3	子野日 円美	
	4	高橋 征宏	
	5	織田 夏雄	
	6	佐々木 百合子	
	7	柴田 優子	
	8	中川 義徳	
	9	高橋 孝太	
	10	藤原 晴菜	
	11	成田 朋子	
	12	平元 沙恵子	
	13	嵯峨 陽子	
	14	千田 慎之介	
	15	畑 しのぶ	
	16	松井 美和	
	17	江村 紘臣	
	18	鈴木 智子	

任期：令和6年8月28日～令和8年8月27日

## 第2節 策定委員会委員

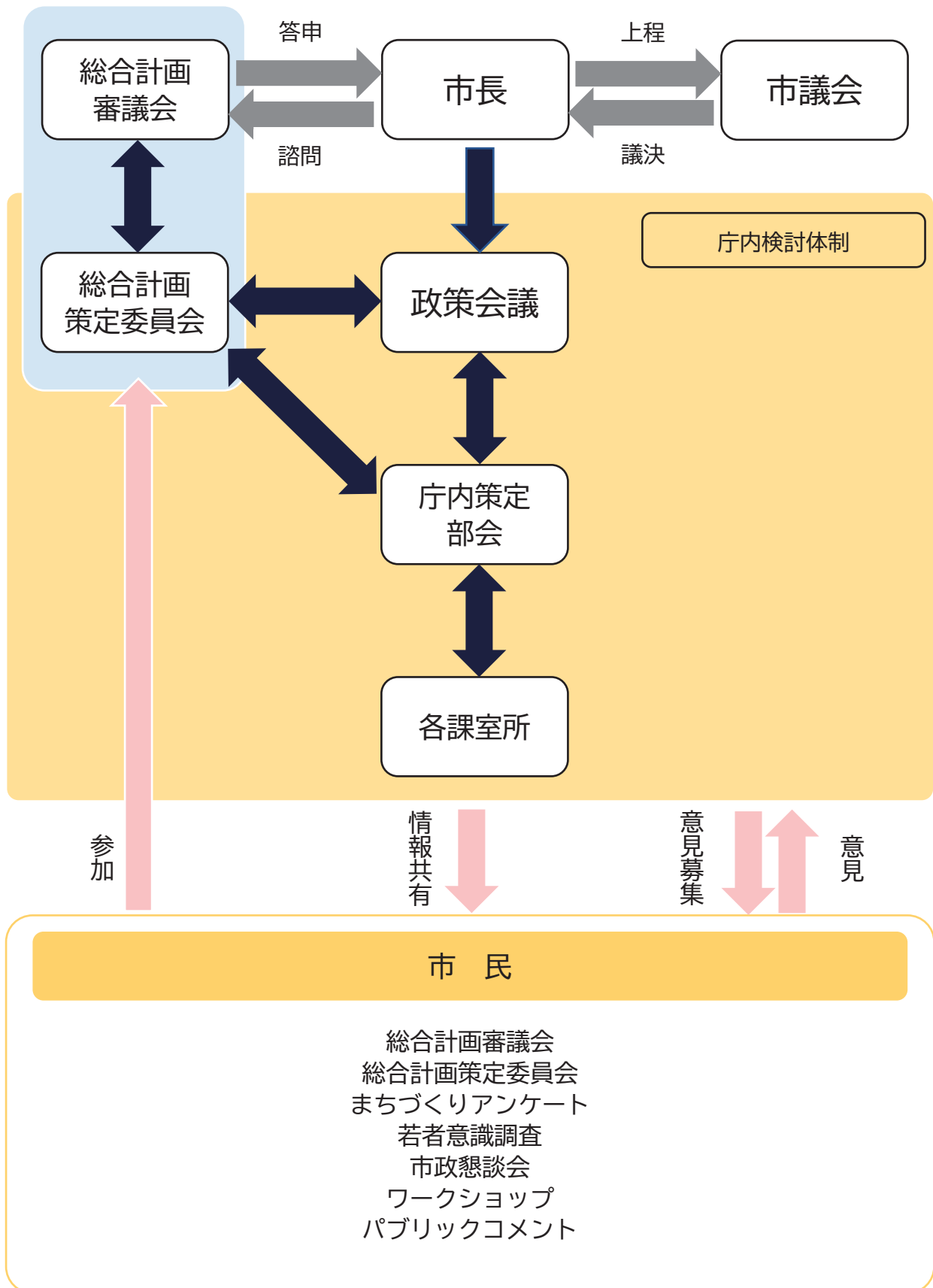
### 第3次横手市総合計画策定委員会 委員名簿

※敬称略、順不同

	所属分野	氏名
1	健康福祉	佐藤 司
2		柴田 卓三
3		藤原 幹子
4		沢田 嘉代子
		市職員6名
5	教育文化	高橋 範夫
6		伊藤 英幸
7		佐藤 賢一
8		七尾 博
		市職員9名
9	生活環境	上田 卓巳
10		石橋 研一
11		根田 克利
12		佐藤 康
13		齊藤 恵美
		市職員6名
14	産業振興	高階 崇之
15		佐々木 敦
16		高橋 雅博
17		伊藤 一隆
18		佐々木 義和
		市職員7名
19	建設交通	金谷 文之
20		赤川 諭
21		吉田 昌平
		市職員8名
22	市民協働	森田 泉
23		井上 博子
24		八嶋 英樹
25		北野 泰之
		市職員5名
26	行政経営	畠山 尚弥
		市職員8名

任期：令和6年9月26日～令和8年9月25日

### 第3節 策定体系図



## 第2章 策定経過

### 第1節 ワークショップ

第3次横手市総合計画の策定を進めるにあたり、まちづくり上の魅力や課題を「市民目線」で幅広く洗い出すこと、また、政策形成プロセスの公正性・透明性を担保することを目的として、市民や高校生を対象としたワークショップを開催しました。

#### 1. 高校生ワークショップ

市内の高校に通う学生8名に参加いただき、「横手市の魅力や課題」「10年後のありたい姿とその理由」「課題解決のために私たちができること」を話し合っていました。

横手市の魅力や課題は(横手の良いところ、残念なところ)?

##### 【横手の良いところ】

・横手川 ・横手城 ・歴史的な建造物が多い ・祭りが多し など

##### 【横手の残念なところ】

・大学がない ・公共交通が限られる ・お店が遠い など



10年後の横手市のありたい姿とその理由は?

##### 【ありたい姿】

###### ・なつかしい

→ また行きたくなる、住みたいと思える思い出や行事、地域の温かさ、安心感

###### ・フレッシュ

→ 「生まれ変わる」と「エネルギーギッシュな」を組み合わせ「新鮮」な横手市 など

ありたい姿となるために市ができること、市民ができることは?

【ありたい姿】  
なつかしい

●市ができること  
・自然とふれ合える企画  
・大学をつくる など

●市民ができること  
・公共交通機関を使う  
・温かくあいさつする など

【ありたい姿】  
フレッシュ

●市ができること  
・出会いの場を増やす  
・こどもが遊べる場所を増やす など

●市民ができること  
・ポイ捨てしない  
・地域行事へ参加する など

## 2. 市民ワークショップ

市民や市内の事業所に勤務する方7名に参加いただき、高校生ワークショップと同じ内容で話し合いをしていただきました。

### 横手市の魅力や課題は(横手の良いところ、残念なところ)?

#### 【横手の良いところ】

- ・ のどか ・ 自然 ・ 雪 ・ 子育て環境
- ・ 若い人がチャレンジしている など

#### 【横手の残念なところ】

- ・ 若者の流出 ・ ネガティブ感覚
- ・ チャレンジする大人が少ない など

### 10年後の横手市のありたい姿とその理由は?

#### 【ありたい姿】

- ・ **やる気にあふれエネルギーな**  
→ 市民、特に若者がエネルギーに活動し、目標をもって生活している
- ・ **心地よい**  
→ 雪を面白いがる、チャレンジできる、認め合う、支え合える など



### ありたい姿となるために市ができること、市民ができることは?

【ありたい姿】  
やる気にあふれ  
エネルギーな

- 市ができること
  - ・ 移住の推進、住宅の斡旋
  - ・ 行政単体ではなくオープンに取り組む など

- 市民ができること
  - ・ SNSなどで横手の魅力を積極的に発信する
  - ・ 地域活動に目を向ける など

【ありたい姿】  
心地よい

- 市ができること
  - ・ 学びの場の提供、ワークショップの実施
  - ・ 世代別の交流の場 など

- 市民ができること
  - ・ 知る努力
  - ・ 人と話す(人を知る) など

## 第2節 絵画作品と川柳作品、写真作品

まちづくりや地域への関心、将来の横手市について考えてもらう機会として、絵画、川柳、写真の作品募集を実施しました。

### 1. 絵画作品

市内の小中学生を対象に、「わたしが思い描く10年後のよこて」をテーマに絵画作品を募集しました。182点の作品の中から、部門別に市長賞、教育長賞、佳作を決定しました。

募集期間 令和6年7月1日から9月30日まで

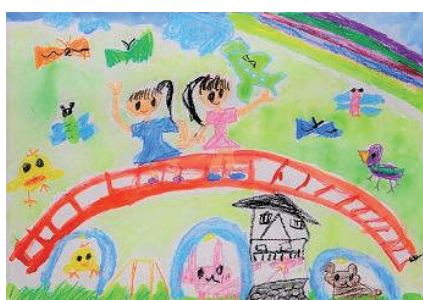
#### 【小学校低学年の部】



市長賞 大雄小学校 3年 佐藤彩子さん



教育長賞 山内小学校 3年 佐藤翔太さん



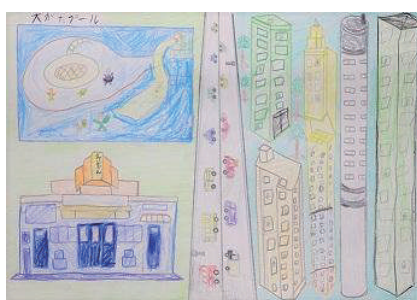
佳作 横手南小学校 1年 佐々木柊花さん



佳作 旭小学校 1年 佐々木彩羽さん



佳作 横手北小学校 3年 高橋咲おりさん



佳作 浅舞小学校 3年 武藤暁杜さん



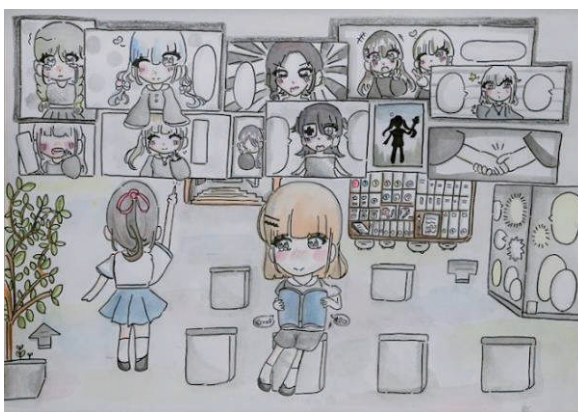
佳作 雄物川小学校 1年 下総仁さん

※受賞者の学年は、作品募集時点の学年を記載しています。

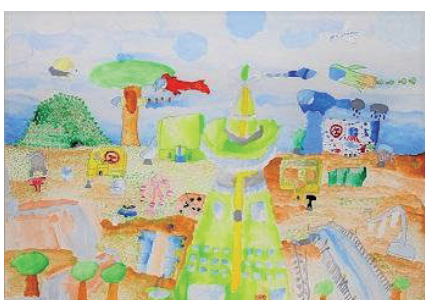
【小学校高学年の部】



市長賞 栄小学校 5年 小笠原未来さん



教育長賞 山内小学校 6年 橋本璃子さん



佳作 栄小学校 4年 古関航弥さん



佳作 栄小学校 5年 平良木彪真さん



佳作 栄小学校 6年 山中結愛さん

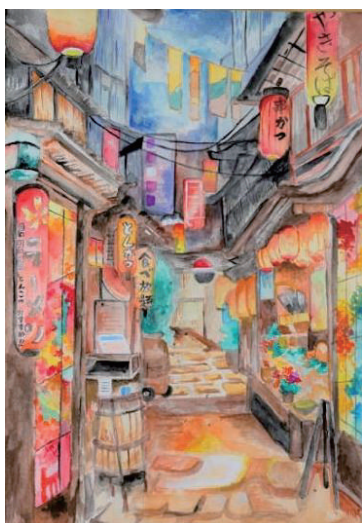


佳作 雄物川小学校 4年 下総唯さん

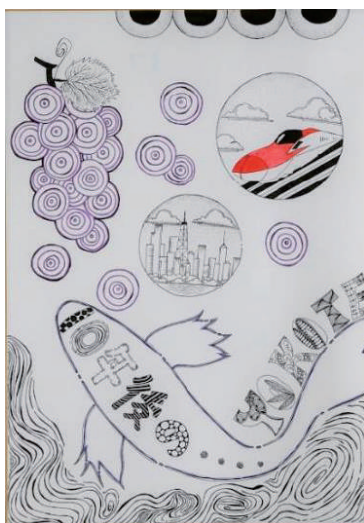


佳作 雄物川小学校 5年 佐藤未織さん

【中学生の部】



市長賞 横手北中学校 1年 村山涼美さん



教育長賞 横手明峰中学校 3年 高橋珠之さん



佳作 横手北中学校 2年 照井優羽さん

## 2. 川柳作品

市内の中学生を対象に、「10年後もずっと住み続けたいと思うまちよこて」をテーマに川柳作品を募集しました。984点の作品の中から、市長賞、教育長賞、佳作を決定しました。

募集期間 令和6年7月1日から8月30日まで

市長賞	教育長賞	佳作	佳作
<p>伝統と 未来と僕と 手をつなぎ</p> <p>横手清陵学院中学校 二年 佐藤海斗さん</p>	<p>若者が 夢追いかける 未来都市</p> <p>横手南中学校 二年 米沢谷善太さん</p>	<p>将来の 夢を叶える このまちで</p> <p>横手明峰中学校 一年 福岡咲さん</p>	<p>都市じゃない 目指すは田舎 代表に</p> <p>横手南中学校 一年 佐藤大地さん</p>

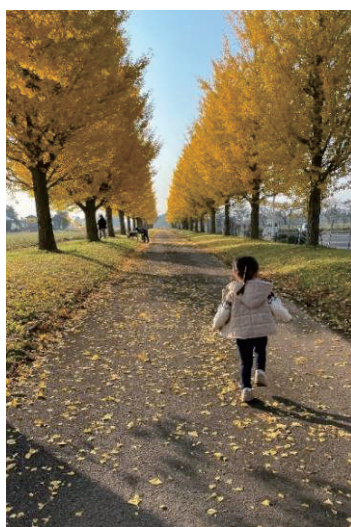
## 3. 写真作品

市民を対象に、「わたしのまちよこて」をテーマに、写真作品を募集しました。22点の作品の中から、市長賞、教育長賞、佳作を決定しました。また、受賞作品については、総合計画の背景に使用しています。

募集期間 令和6年8月1日から9月30日まで



市長賞 高橋永和さん



教育長賞 山田静香さん



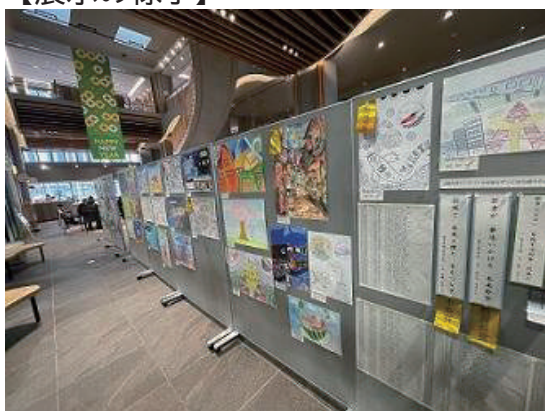
佳作 下総陽子さん

## 4. 作品展示と表彰式

応募いただいた全作品は横手市生涯学習館A o - n a で展示を実施したほか、絵画と川柳については入賞された皆さんへの表彰式を行いました。

- 作品展示  
 展示期間 令和7年1月12日から24日まで  
 展示場所 横手生涯学習館A o - n a

### 【展示の様子】



- 表彰式  
 実施日 令和7年1月13日  
 実施場所 横手生涯学習館A o - n a



表彰式の様子

### 第3節 策定経過

	総合計画審議会	総合計画策定委員会	市議会	市民意見等
R6. 5月				まちづくりアンケート、若者意識調査実施(5/1~24)
7月				絵画作品募集(7/1~9/30) 川柳作品募集(7/1~8/30)
8月	第1回審議会(8/28) 総合計画、策定基本方針、横手市の現状の説明			高校生ワークショップ実施(8/2) 写真作品募集(8/1~9/30)
9月	第2回審議会(9/27) 第2次総合計画の総括について説明	第1回策定委員会(9/26) 総合計画、策定基本方針、横手市の現状の説明		市民ワークショップ実施(9/7)
10月	第3回審議会(10/23) 第2次総合計画の総括評価の実施	第2回策定委員会 現状と課題の整理、取組方針の検討 第3回策定委員会 政策、施策の検討		
11月	第4回審議会(11/13) 中期財政見通し、職員数の推移の説明、第2次総合計画総括評価結果説明	第4回策定委員会 基本目標の検討 第5回策定委員会 将来像の検討		
12月	第5回審議会(12/18) 総合計画策定の進捗状況、第3次総合計画の将来像について意見交換		全員協議会(12/4) 総合計画策定の進捗状況、第2次総合計画総括の説明	
R7. 2月	第6回審議会(2/5) 基本構想素案、基本計画骨子案説明、意見交換		全員協議会(2/12) 基本構想素案、基本計画骨子案説明、意見交換	
3月				パブリックコメント実施 基本構想素案(3/1~4/15)
4月	第7回審議会(4/17) 基本構想素案の審議 答申書手交(4/22)			
6月		第1回策定委員会 目指す将来の姿の検討	6月定例会(6/20) 基本構想議決	
7月	第8回審議会(7/30) 今後のまちづくりについて意見交換	第2回策定委員会 施策の展開の検討		
8月		第3回策定委員会 みんなで一緒にできることの検討		
9月	第9回審議会(9/24) 前期基本計画素案説明			
11月	第10回審議会(11/19) 前期基本計画素案意見交換			
12月			全員協議会(12/11) 計画全体の説明 常任委員会協議会(12/15) 前期基本計画の説明	パブリックコメント実施 総合計画素案 (12/11~1/12)
R8. 1月	第11回審議会(1/21) 前期基本計画案の審議 答申書手交(1/28)			
2月			全員協議会(2/12) 計画の説明	

## 第3章 諮問書と答申書

### 1. 基本構想

経 第 2 5 号

令和7年4月17日

横手市総合計画審議会

会 長 佐 々 木 均 様

横手市長 高 橋 大

( 公 印 省 略 )

第3次横手市総合計画基本構想案について（諮問）

第3次横手市総合計画を定めるにあたり、横手市総合計画審議会条例の規定に基づき、別添基本構想案について、貴審議会の意見を求めます。

令和7年4月22日

横手市長 高橋 大 様

横手市総合計画審議会

会 長 佐々木 均

第3次横手市総合計画基本構想について（答申）

令和7年4月17日付け経第25号により諮問を受けた第3次横手市総合計画基本構想（案）について、慎重に審議をした結果、その内容は審議経過を踏まえており、妥当と認めます。

なお、各施策の実施にあたっては、本審議会の意見等を十分に尊重されるとともに、下記の事項について配慮し、めざす将来像の実現に努められますよう要望します。

記

- 1 本構想は、市民アンケートやワークショップ、パブリックコメントなどを通じ、多くの市民の声をもとに議論を重ねて策定したものであり、これを契機にまちづくりへの市民の関心を高め、参画をうながすよう努めること。
- 2 行財政運営については、今後の人口減少や社会情勢の変化、一層厳しくなる財政状況に十分留意し、常に計画（Plan）、実行（Do）、評価（Check）、改善（Action）のPDCAサイクルに基づいた不断の効果分析と評価により、限られた資源を有効に生かした運営に努めるとともに、市民の理解と協力のもと、市民ニーズを見極めながら実施すること。

以上



## 2. 基本計画

経 第 4 2 1 号

令和8年1月21日

横手市総合計画審議会

会 長 佐 々 木 均 様

横手市長 高 橋 大

( 公 印 省 略 )

第3次横手市総合計画前期基本計画案について（諮問）

第3次横手市総合計画前期基本計画を定めるにあたり、横手市総合計画審議会条例の規定に基づき、別添前期基本計画案について、貴審議会の意見を求めます。

令和8年1月28日

横手市長 高橋 大 様

横手市総合計画審議会  
会 長 佐々木 均

第3次横手市総合計画前期基本計画について（答申）

令和8年1月21日付け経第421号により諮問を受けた第3次横手市総合計画前期基本計画（案）について、慎重に審議をした結果、その内容は審議経過を踏まえており、妥当と認めます。

なお、各施策の実施にあたっては、本審議会の意見等を十分に尊重されるとともに、下記の事項について配慮し、計画に定める「まちの将来像」の実現に努められますよう要望します。

記

- 1 人口減少や少子高齢化が進む中でも将来像に込められた「市民と行政が一緒になって発展的に未来へつなぐ」という観点を重視し、本計画の周知によりまちづくりへの市民の関心を高め、協働によるまちづくりの推進に努められたい。

以上



## 第3次横手市総合計画

---

令和8年3月策定

策 定 横手市総務企画部経営企画課  
〒013-8601  
秋田県横手市中央町8番2号

TEL 0182-35-2164

URL <https://www.city.yokote.lg.jp/>



第3次横手市総合計画  
令和8(2026)年~令和17(2035)年